第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書又は判決書に代わる調書による上告提起通知書
第百九十四条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十五条		並びに人事訴訟規則第十八条の十三（上告提起の場合における費用の予納）の規定は
第百九十九条第二項	の規定は	
	第百九十四条中	第百九十四条並びに同規則第十八条の十三中
	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	第一項の	第一項並びに人事訴訟規則第十八条の十三（上告提起の場合における費用の予納）の
	第百八十九条中	第百八十九条及び同規則第十八条の十三中
	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
	同条第一項	第百八十九条第一項
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書